

永平寺町指定管理者評価委員会設置条例を次のように公布する。

令和4年6月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第11号

永平寺町指定管理者評価委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）による公の施設の管理運営の評価を公平かつ適正に実施するため、永平寺町指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理運営業務の評価に関すること。
- (2) 指定管理者及び施設所管課に対して指導、助言を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者制度に関する事項への助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験その他専門知識を有する者
- (2) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
(委員の除斥)

第6条 委員は、評価対象となる指定管理者との利害関係者に当たる場合は、評価に加わることができない。
(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第3項の規定により会議に出席した者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。